

第 10 期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第 10 期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、第 10 期（令和 9 年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度））豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、市内高齢者の状況やニーズを調査するため高齢者を対象としてアンケートを実施するとともに、第 10 期計画策定に向けた課題分析等計画策定支援を行うもの。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（概ね 2 営業日以内）報告すること。

5. 委託業務内容

（1）市民アンケート調査業務及び関係機関ヒアリング（令和 7 年度実施）

1) 「介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査」の作成・実施・集計と分析等

- ① 第 9 期計画策定までのアンケート内容、介護保険制度改正、国からの情報等を元に「豊中市版 介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査」（案）の作成を支援する。また、アンケート（案）を当市審議会で提示するための審議会資料を作成する。

なお、調査の実施に当たっては、調査の実施方法及び調査内容等について市と十分な協議を行い、市や各種会議委員の意見を踏まえ、追加や変更、削除を行い、調査票案を確定させること。

※審議会予定 第 1 回 令和 7 年（2025 年）7 月下旬

第 2 回 令和 8 年（2026 年）2 月上旬

- ② アンケート調査票（依頼文含む）・封筒（送付用・返送用）・お礼（督促）ハガキの印刷。
- ③ アンケート調査票の封入封緘、宛名ラベル貼り（宛名ラベルは市が作成）、お礼（督促）ハガキのラベル貼り後、市が指定する日に郵便局（豊中郵便局・豊中南郵便局）に持ち込むこと（市職員も立ち合いの上引き抜きした調査票を確認します）。

※アンケート発送は令和 7 年（2025 年）11 月予定。

※料金後納に係る手続きは受託者にて行うこと。

※アンケートの返送先は本市。

- ④ 受託者は、市の求めに応じて、返送されたアンケート調査票を市から回収し開封作業及びアンケート調査結果の点検と入力作業を行う。
- ⑤ 課題抽出及び分析等に必要な単純集計、地域別集計・属性集計、時系列集計、クロス集計の提案（市の意向を考慮）及び要因分析等を行う。分析については、前回アンケート結果との比較も行う。
- ⑥ 市民ニーズ、地域特性等の現状分析のための基礎資料の作成及び調査結果報告書を作成すること。なお基礎資料・中間報告書（単純集計）（PDF ファイル及びワードファイル）は、1月上旬までに作成し、令和7年度（2025年度）第2回介護保険事業運営委員会（令和8年（2026年）2月上旬予定）において資料として使用できるものを提出する。3月末までに最終調査報告書（PDF ファイル及びワードファイル）を提出すること。
- ⑦ 入力が完了した調査票等及び分析に関する資料は市へ提出する。
- ⑧ アンケート調査票の作成にあたっては、別途本市が実施する「健康とくらしの調査¹」の設問を念頭に構成を行うこと。
- ⑨ 市民アンケート調査については下記の1種類とする。
- ・在宅の要支援、要介護認定者 3,500人（A4版 1色 P28程度）
※在宅介護実態調査の内容を含めること
※郵送により調査票を送付し、郵送又はWebにより回収する。（調査対象者が返信用封筒による回答あるいはWebでの回答を選択できる形とする）
※Webページについては、紙媒体の調査票と齟齬が生じないよう同一の内容とすること。
また、調査票にIDを付すなど、同一調査対象者からの重複回答を防止するための対策を講じるとともに、次の項目についても対応すること。
 - ・パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができること。
 - ・一時保存機能を追加すること。
 - ・簡潔で閲覧しやすいものとし、広告を表示させてはならない。
 - ・対象者の個人情報の漏洩やプライバシー侵害の発生防止、セキュリティの確保、ウイルスやマルウェア等の感染防止を徹底すること。
 - ・データ改ざん等の不正行為を防止すること。
※アンケートについては、連番又は別に指定する数値等を印刷し、市が提供する対象者名簿と対照しながら封入すること。封入後は郵便番号順に並べ、〒560、〒561、市外にわけること。
※人数は現時点での予定であり、審議会等において変更になる可能性がある。

¹ 健康とくらしの調査：JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study，日本老年学的評価研究）プロジェクトは、健康長寿社会をめざした予防政策の科学的な基盤づくりを目的とし、全国の40の市町村と共同し、高齢者を対象にした調査を行い、全国の大学・国立研究所などの研究者が、多面的な分析を進めています。<https://www.jages.net/>

⑩ 成果品は下記のとおりとする。

・在宅認定者アンケート調査票	3,500 部
・お礼（督促）ハガキ（料金別納）	3,500 部
・送付用封筒 角 2	3,500 部
・返送用封筒 角 2（料金受取人払）	3,500 部
・アンケート集計、分析データ等データ一式（PDF・ワード）	1 部
・審議会用資料 1 回分（PDF・ワード・エクセル）	1 部
・基礎資料・アンケート調査中間報告書（PDF・ワード）	1 部
・アンケート調査最終報告書（PDF・ワード）	1 部

※アンケート調査最終報告書は、印刷発注できる状態で、CD-ROM での納品とする。

【第 9 期策定時参考】

調査名	調査対象	調査方法	回収
在宅認定者調査 （在宅介護実態調査）	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設等に入所 していない豊中市民 3,498 人（無作為抽出）	郵送	1,659 部 47.4%

2) 介護人材実態調査の作成・実施・分析等

- ① 本市の介護保険サービス事業所を対象に、国が示す「介護人材実態調査」等の調査項目を参考として、雇用状況や人材確保の取組み、定着・離職防止の取組み等について把握するために、「豊中市版 介護人材実態調査」（案）の作成を支援する。また、アンケート（案）を当市審議会で提示するための審議会資料を作成する。

なお、調査の実施に当たっては、調査の実施方法及び調査内容等について市と十分な協議を行い、市や各種会議委員の意見を踏まえ、追加や変更、削除を行い、調査票案を確定させること。

- ② 調査の実施にあたっての費用（調査票の印刷、封筒、アンケートの封入封緘、宛名ラベル貼り（宛名ラベルは市が作成）送料等一式）は委託料に含めるものとする。

※アンケート発送は令和 7 年（2025 年）11 月予定。

※料金後納に係る手続きは受託者にて行うこと。

※アンケートの返送先は本市。

- ③ 受託者は、市の求めに応じて、返送されたアンケート調査票を市から回収し開封作業及びアンケート調査結果の点検と入力作業を行う。

④ 成果品は下記のとおりとする。

・介護人材実態調査（市内指定事業所）	1,300 部（A4 版 1 色 P16 程度）
・送付用封筒 角 2	1,300 部
・返送用封筒 角 2（料金受取人払）	1,300 部
・アンケート集計、分析データ等データ一式（PDF・ワード）	1 部
・審議会用資料 1 回分（PDF・ワード・エクセル）	1 部
・基礎資料・アンケート調査中間報告書（PDF・ワード）	1 部

・アンケート調査最終報告書（PDF・ワード）

1 部

※アンケート調査最終報告書は、印刷発注できる状態で、CD-ROM での納品とする。

3) 介護保険事業及び医療等に係る各種団体等へのアンケート・ヒアリング調査の実施・分析等

- ① 介護や医療、福祉等に係る事業者や担い手に対し、現在の事業の取組み状況や課題、ニーズ等を把握するため下記のアンケート・ヒアリング調査等を実施し結果の分析を行う。
第9期策定までのアンケート・ヒアリング調査内容、介護保険制度改正、国からの情報を元に、アンケート調査票（依頼文含む）を作成し、調査を実施する。
なお、調査の実施に当たっては、調査の実施方法及び対象機関、調査内容等について市と十分な協議を行い、市や各種会議委員の意見を踏まえ、追加や変更、削除を行い、調査票案を確定させること。
- ② 調査の実施にあたっての費用（調査票の印刷、封筒、アンケートの封入封緘、宛名ラベル貼り（宛名ラベルは市が作成）送料等一式）は委託料に含めるものとする。
※アンケート発送は令和8年（2026年）1月予定。
※料金後納に係る手続きは受託者にて行うこと。
※アンケートの返送先は本市。
- ③ 受託者は、市の求めに応じて、返送されたアンケート調査票を市から回収し開封作業及びアンケート調査結果の点検と入力作業を行う。
- ④ 成果品は下記のとおりとする。
 - ・アンケート調査票（部数については下記参照）
 - ・送付用封筒 角2（部数については下記参照）
 - ・返送用封筒 角2（料金受取人払）（部数については下記参照）
 - ・アンケート調査最終報告書（PDF・ワード） 1 部
 - ・ヒアリング調査最終報告書（PDF・ワード） 1 部※アンケート・ヒアリング調査最終報告書は、印刷発注できる状態で、CD-ROM での納品とする。

【アンケート】（第9期計画策定時を参考に記載）

調査名	調査対象	調査方法	回収
ケアマネジャーアンケート調査	在勤ケアマネジャー（市内の居宅介護支援事業所160事業所に配布、各事業所で3名を上限に調査を依頼）	郵送	241 部
訪問看護事業所アンケート調査	市内の訪問看護事業所：64 事業所	郵送	39 部 60.9%
在宅療養支援診療所アンケート調査	市内の在宅療養支援診療所：86 診療所	郵送	48 部 55.8%
在宅療養支援歯科診療所アンケート調査	市内の在宅療養支援歯科診療所：36 診療所	郵送	21 部 58.3%
在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局アンケート調査	市内の在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局：166 事業所	郵送	94 部 56.6%

【ヒアリング】（第 9 期計画策定時を参考に記載）

調査名	調査概要	調査方法
地域包括支援センターヒアリング調査	第 8 期介護保険事業計画の基本目標などを踏まえつつ、地域包括支援センターの現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	対面によるヒアリング
豊中市老人介護者（家族）の会ヒアリング調査	豊中市老人介護者（家族）の会役員を対象に、介護者の現状とともに、介護者が抱える課題・問題点や、その解決策・対応策などを把握	対面によるヒアリング
生活支援コーディネーターヒアリング調査	地域における支え合いの体制づくりに向けて、地域住民の意識醸成、地域人材の育成・組織化、地域の課題解決力強化等の課題や問題点を把握	対面によるヒアリング
事業所ヒアリング調査	地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に向けて、介護保険サービス事業者の現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	対面によるヒアリング
ケアマネジャーヒアリング調査	ケアマネジャーアンケート調査の結果を踏まえ、結果内容の確認や深掘り、ケアマネジャー自身の状況・意識、サービス利用者やサービス提供状況等について把握	対面によるヒアリング

（２）計画策定支援業務

１）計画策定支援業務（令和 7 年度（2025 年度））

- ① 国や府の高齢者保健福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市の情報収集をすること（受託者が保有する計画策定支援業務に係る他市情報について、当該業務を委託している他市町村と本市との同意のもと提供することを含む）。
- ② 第 9 期計画関連施策の運営分析、政策評価及び次期計画における論点整理を行うこと。また、庁内関係各課、関係団体等と課題共有（課題ごとの検討を効果的・効率的に進めるための意見交換会等の運営手法）や KPI の設定など、計画の進行管理に関する提案を行うこと。
- ③ 豊中市介護保険事業運営委員会及び指定する部会等会議への参画と運営支援
 - ・豊中市介護保険事業運営委員会及び当該委員会が指定する以下の部会において、計画策定に関連する議題を包含する部会が開催される場合は、市の求めに応じて出席すること。

【部会の構成】

○地域密着型サービス等運営検討部会

設備や運営に関する基準を定める場合や地域密着型サービス等の指定を審議する部会

○地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置、運営等に係る必要な事項を審議し、地域包括支援センターの公正・中立な運営を確保目的とする部会

○介護保険施設等事業者候補選定委員会

介護保険事業計画に基づき整備する介護保険施設等について、公募による公正公平な事業者候補の選定を目的とする部会

○生活支援サービス部会

生活支援サービス部会は、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスの内容、提供主体及び費用に関すること、生活支援サービスに関することを審議するための部会。

○介護人材対策部会

市が補助金を交付する介護人材確保事業に関する提案審査、実施事業の進捗確認を行う部会

- ・庁内会議や関係団体等との意見交換会への出席
- ・会議資料作成支援
- ・会議記録作成（上記の審議会議事録は除く）
- ・他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成
- ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等、本市及び介護保険事業運営委員会が指示する事項等
- ・介護保険事業運営委員会委員長との事前打ち合わせへの出席

④ 第10期計画策定までのスケジュール等の提案及び資料の提出

2) 計画策定支援業務（令和8年度（2026年度））

- ① 国や府の高齢者保健福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市の情報収集をすること。（受託者が保有する計画策定支援業務に係る他市情報について、当該業務を委託している他市町村と本市との同意のもと提供することを含む）。
- ② 第9期計画における目標数値の達成状況等の現状把握を行うとともに、直近の現状に即した補正を適切に加えるため、「健康とくらしの調査」及び「豊中市版 介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査」（案）、「豊中市版 介護人材実態調査」（案）の集計結果や国が定める指針等を踏まえ、現行の介護保険及び高齢者保健福祉施策の現状分析評価・課題の洗い出しを行うこと。
- ③ 「健康とくらしの調査」及び「豊中市版 介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査」（案）、「豊中市版 介護人材実態調査」（案）の結果から読み取れる日常生活圏域毎の課題やニーズ等、第9期計画期間中の施策の実績、課題を踏まえた上で、第9期計画で掲げた基本目標に加えて、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年代を想定し、第10期計画だけでなく第11期計画も見据えて長期的に取り組むべき施策の提案を行うこと。
- ④ 「豊中市版 介護人材実態調査」（案）の結果から、介護事業者の雇用実態や外国人介護職員の就業状況等を把握し、市の介護人材の確保と定着に向けた支援施策等の提案を行うこと。
- ⑤ 庁内関係各課、関係団体等と課題共有（課題ごとの検討を効果的・効率的に進めるための意見交換会等の運営手法）やKPIの設定など、計画の進行管理に関する提案を行うこと。
- ⑥ 保険料額推計及び介護サービス等必要見込み量の算出を以下の方法で行うこと。
 - ・国の指針により、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した総人口、高齢者・要

介護者（要介護度別）等の人口推計を行う。

- ・地域包括ケア「見える化」システム等を活用した保険料額及び介護サービス見込み量の算出を行う。また、事業所別・サービス別の所在地や請求データ等と日常生活圏域ごとの介護給付費との関連性など分析し、介護サービス等の需要と供給量を鑑みた見込み量を提案すること。
 - ・本市における居住系サービス量の算出に関しては、これまでの介護保険制度の基本的な考え方や市の実態に沿った、豊中版参酌標準を提案すること。
 - ・地域密着型サービスについては、市が定めた日常生活圏域毎のサービス量を提案すること。
 - ・市の施設整備計画の策定に資する根拠資料（介護保険施設等待機者調査など）の提案、集計を行い、結果の分析を行うこと。その際には、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入所者の実態等を勘定した上で、整備状況、利用状況並びに高齢者等のニーズから見た施設整備の必要性などの施設整備の考え方を市とともに分析し、施設整備による介護保険料への影響等を分析すること。
 - ・地域支援事業の費用額及び事業量の算出を行うこと。また、総合事業については本市の地域支援事業交付金の上限額も踏まえてサービス量の算出を行うこと。
 - ・それぞれ算出したサービス量等から保険料額の推計を行うこと。
 - ・保険料段階・料率の設定については各所得段階の上昇率や負担の公平感に配慮した複数のシミュレーションを行い提示すること。
- ⑦ 第10期計画策定までのスケジュール等の提案及び資料の提出
- ⑧ パブリックコメント支援業務
- ・市民の意見を幅広く事業計画に反映していくためパブリックコメントを予定しており、これらに必要な支援を行う。なおパブリックコメントの実施にあたっては、本市の「豊中市意見公募手続きに関する条例」に基づき行い、寄せられた意見の整理・集約等必要な支援を行う。
- ⑨ 豊中市介護保険事業運営委員会及び指定する部会等会議への参画と運営支援
- ・豊中市介護保険事業運営委員会及び当該委員会が指定する以下の部会において、計画策定に関連する議題を包含する部会が開催される場合は、市の求めに応じて出席すること。

【部会の構成】

○地域密着型サービス等運営検討部会

設備や運営に関する基準を定める場合や地域密着型サービス等の指定を審議する部会

○地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置、運営等に係る必要な事項を審議し、地域包括支援センターの公正・中立な運営を確保目的とする部会

○介護保険施設等事業者候補選定委員会

介護保険事業計画に基づき整備する介護保険施設等について、公募による公正公平な事業者候補の選定を目的とする部会

○生活支援サービス部会

生活支援サービス部会は、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスの内容、提供主体及び費用に関すること、生活支援サービスに関することを審議するための部会。

○介護人材対策部会

市が補助金を交付する介護人材確保事業に関する提案審査、実施事業の進捗確認を行う部会

- ・庁内会議や関係団体等との意見交換会への出席
- ・会議資料作成支援
- ・会議記録作成（上記の審議会議事録は除く）
- ・他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成
- ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等、本市及び介護保険事業運営委員会が指示する事項等
- ・介護保険事業運営委員会委員長との事前打ち合わせへの出席

⑩ 高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の作成（成果品）

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（A4版）印刷用の原稿（版下）の作成
納品時期：令和9年（2027年）3月上旬A4版・2色刷・200P以下（デザイン含む）
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版）印刷用の原稿（版下）の作成
納品時期：令和9年（2027年）3月上旬A4版・カラー刷・25P程度（デザイン含む）

6. その他

- ① 本委託業務のうち、アンケート作成支援・審議会資料作成・アンケート調査分析・課題抽出・報告書作成、計画策定支援業務については、再委託できないこととする。また、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務について再委託する場合は、委託者の承諾を必要としない。なお、上記業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- ② 個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとする。
- ③ 資料等作成及び資料運送にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は委託料に含むこと。アンケート・お礼（督促）ハガキの郵送・返送費用についても委託料に含むこと。
- ④ 成果品（報告書他すべてのデータ）にかかるデータ一式はPDFファイル及び加筆修正が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）を格納したCD-ROMで納品すること。
- ⑤ 成果品にかかる著作権、著作権は市に帰属するものとする。
- ⑥ 成果品については、受託者において責任をもって校正したのち、市の確認を受けること。
- ⑦ 成果品の提出については、市と協議した期限を厳守すること。
- ⑧ 対面による打ち合わせが困難な場合は、オンライン等による対策を講じること。
- ⑨ この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。